

○ 高島市障がい者日常生活用具給付等事業実施規則

平成28年3月31日

規則第18号

高島市障がい者日常生活用具給付等事業実施規則(平成18年高島市規則第47号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号に規定する日常生活用具(以下「用具」という。)の給付または貸与事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障がい者等」とは、市内に住所を有する法第4条第1項に規定する障がい者または同条第2項に規定する障がい児であつて、在宅の者をいう。

2 この規則において「受給者」とは、この事業の実施により用具の給付または貸与(以下「給付等」という。)を受けた者とする。

(給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる者は、別表第1の対象者の欄に定める者または市長がこれに準ずると認めたとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、用具の購入費の支給または貸与の対象となる者は除く。

2 用具の貸与の対象者については、前項に規定する者のうち、市民税非課税世帯に属する者に限るものとする。

(用具の種目等)

第4条 給付等の対象となる用具は、別表第1の種目の欄に定めるとおりとする。

2 給付等は、別表第1の種目の欄に定める区分ごとに同表基準額の欄に定める額を上限とする。

(費用の負担)

第5条 用具の給付に係る費用の負担については、前条第2項に規定する額の5パーセントに相当する額(この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を受給者の負担とし、当該給付等の費用から受給者の負担額を差し引いた額を市の負担とする。ただし、受給者が障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1項第3号に規定する市町村民税世帯非課税者である場合または

生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合にあっては、給付等の費用の全額を市の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず点字図書の給付に係る費用の負担については、当該点字図書と同内容の一般図書の購入価格相当額を受給者の負担とし、点字図書の価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額を市の負担とする。
- 3 用具の貸与に係る費用の負担については、各月の使用電話料金から、回線使用料、配線使用料および機器使用料の合計額を控除した額を受給者の負担とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。

(給付等の申請)

第6条 給付等を受けようとする障がい者等またはその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障がい者等を現に保護する者をいう。以下同じ。)(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付(貸与)申請書(様式第1号)に見積書を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 申請者のうち住宅改修の給付を受けようとする者は、前項に規定する添付書類に加えて工事図面および改修工事見積書ならびに現況がわかる写真を添付しなければならない。
- 3 申請者のうち排痰補助装置の給付を受けようとする者は、第1項に規定する添付書類に加えて排痰補助装置の性能がわかるもの(カタログ、パンフレット等)および1月当たりの排痰補助装置レンタル料の見積書ならびに日常生活用具医学意見書(様式第2号)を添付しなければならない。

(給付等の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、障がい者等の身体の状況、介護の状況、家庭環境等を調査し、給付等の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定において、市長は必要に応じて日常生活用具医学意見書の提出に加え、子ども家庭相談センターまたは障害者更生相談所等に助言を求めることができる。ただし、法第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「難病患者等」という。)に対する給付の要否は、医師の診断書のほか保健師または関係職員による訪問調査等により、難病患者等の症状の確認を行い、判断するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により給付等をするを決定したときは、日常生活用具給付(貸与)決定通知書(様式第3号)に、日常生活用具給付(貸与)券(様式第4号。以下「給付券」という。)を添えて申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により、給付等をしないことを決定したときは、日常生活用具給付(貸与)却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第8条 前条第3項の規定により用具の給付の決定を受けた障がい者等またはその保護者(以下「受給者」という。)は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

2 排痰補助装置レンタル料助成の受給者は、医師による排痰補助装置使用に係る指示書兼同意書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の同意書の提出を受けたときは、その内容を確認し、排痰補助納入業者および医学意見書を提出した医療機関に送付するものとする。

(用具の貸与)

第9条 用具の貸与の決定を受けた障がい者等またはその保護者(以下「用具貸与者」という。)は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

(業者への支払い)

第10条 市長は、業者から第7条第3項の給付券を添付して給付等に要した費用の請求書が提出されたときは、その内容を確認のうえ市の負担額を当該業者に支払うものとする。

(貸与の取消し)

第11条 市長は、用具貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条第2項に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 障がい者等でなくなったとき。
- (3) その他申請に際し虚偽の申請をした等の不正行為が認められたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、日常生活用具貸与取消通知書(様式第7号)により用具貸与者に通知するものとする。

(排泄管理支援用具の一括交付)

第12条 市長は、申請者の申請の手続の利便を考慮し、ストーマ装具および紙おむつ等(以下「ストーマ装具等」という。)については、次に掲げるとおり給付券を一括して交付することができるものとする。ただし、年度を超えた給付はできない。

- (1) 暦月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 別表第1の基準額の欄に定める金額の範囲内で1か月に必要とするストーマ装具等の2か月分の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 1回の申請につき給付券3枚(6か月分)まで交付すること。

(排泄管理支援用具の特例給付)

第13条 市長は、ストーマ装具等の受給者に対する負担の軽減を図るため、前年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯および生活保護世帯が第4条第2項に規定する基準額を超えてストーマ装具等を購入したときは、購入に要した費用の3分の2以内の額を特例給付助成金として支給する。ただし、その上限は別表第2に定める額とする。

2 前項の特例給付金の助成を受けようとする者は、日常生活用具特例給付助成金申請書(様式第8号)に、購入に要した費用を支払ったことを証明する書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、日常生活用具特例給付助成金支給決定(却下)通知書(様式第9号)により、助成申請者に通知するものとする。

4 助成金の支給決定を受けた者は、日常生活用具特例給付助成金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(再給付等の決定)

第14条 市長は、この規則により既に用具の給付等を受けている者からその用具と同一の用具の再申請を受理したときは、別表第1の耐用年数の欄に規定する期間を勘案の上再給付等の決定を行うものとする。

(譲渡等の禁止)

第15条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(費用および用具の返還)

第16条 市長は、虚偽その他不正な手段により給付等の助成を受けた者がいるとき、または給付等を受けた者が前条の規定に違反したときは、当該給付等に要した費用の全部もしくは一部または当該用具を返還させることができる。

(台帳の整備)

第17条 市長は、給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付(貸与)台帳(様式第11号)を整備するものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条、第4条、第12条、第14条関係)

区分	種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
給付	介護・訓練用支援用具	特殊寝台	(1) 下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児) (2) 難病患者等であつて、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
		特殊マット	(1) 次のいずれかに該当する者で3歳以上のもの ア 下肢または体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障がい者(身体障がい児の場合は2級を含む。) イ 重度または最重度の知的障がい者(児) (2) 難病患者等であつて、寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
		特殊尿器	(1) 下肢または体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 (2) 難病患者等であつ	尿が自動的に吸引されるもので、対象者または介護者が容易に使用できるもの	67,000円	5年

		て、自力で排尿できない者		
入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として3歳以上の者	対象者を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	(1) 下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者 (2) 難病患者等であつて、寝たきりの状態にある者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年
移動用リフト	(1) 下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者 (2) 難病患者等であつて、下肢または体幹機能に障害のある者	介護者が対象者を移動させるにあつて、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
訓練用ベッド	(1) 下肢または体幹機能障害2級以上の身体	腕または脚の訓練ができる器具を備えた	159,200円	8年

		障がい児で原則学齢 児以上の者 (2) 難病患者等であっ て、下肢または体幹機 能に障害のある者	もの		
自立 生活 支援 用具	入浴補助用 具	(1) 下肢または体幹機 能に障害のある身体 障がい者(児)で入浴に 介助を必要とする者。 ただし、原則として3 歳以上の者 (2) 難病患者等であっ て、入浴に介助を必要 とする者	入浴時の移動、座位 の保持、浴槽への入 水等を補助でき、対 象者または介助者が 容易に使用できるも の。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴 うものを除く。	90,000円以内(年額)	8年
	便器	(1) 下肢または体幹機 能障害2級以上の身体 障がい者(児)。ただし、 原則として学齢児以 上の者 (2) 難病患者等であっ て、常時介助を必要と する者	対象者が容易に使用 できるもの(手すり をつけることができ る)。ただし、取替え に当たり住宅改修を 伴うものを除く。	4,450円 (手すりをつけた場 合5,400円)	8年
	T字状・棒状 のつえ	平衡機能または下肢も しくは体幹機能障害の ある身体障がい者(児)。 ただし、原則として学齢 児以上の者	対象者が容易に使用 しできるもの	3,000円	3年
	移動・移乗 支援用具	(1) 平衡機能または下 肢もしくは体幹機能 に障害のある身体障 がい者(児)で、家庭内	おおむね次のような 性能を有する手す り、スロープ等であ ること。ただし、設	60,000円以内(年額)	8年

	<p>の移動等において介助を必要とする者</p> <p>(2) 難病患者等であつて、下肢が不自由な者</p>	<p>置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>(1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具</p>		
頭部保護帽	<p>(1) 平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害があり、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者(児)</p> <p>(2) 重度または最重度の知的障がい者(児)もしくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者</p>	<p>ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるもの</p> <p>ア スポンジおよび革を主材料としているもの</p> <p>イ スポンジ、革およびプラスチックを主材料としているもの</p>	<p>ア 15,200円</p> <p>イ 36,750円</p>	3年
特殊便器	<p>(1) 次のいずれかに該当する者で、原則として学齢児以上の者</p> <p>ア 上肢障害2級以上の身体障がい者(児)</p> <p>イ 重度または最重</p>	<p>足踏ペダルで温水温風を出すことができるもので、対象者または介護者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当た</p>	151,200円	8年



	<p>度の知的障がい者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者</p> <p>(2) 難病患者等であつて、上肢機能に障害のある者</p>	<p>り住宅改修を伴うものを除く。</p>		
火災警報器	<p>次のいずれかに該当する者で、火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯</p>	<p>室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの</p>	15,500円	8年
自動消火器	<p>(1) 障害等級2級以上の身体障がい者(児)</p> <p>(2) 重度または最重度の知的障がい者(児)</p> <p>(3) 難病患者等であつて、真に必要と認められる者</p>	<p>室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの</p>	28,700円	8年
電磁調理器	<p>次のいずれかに該当する者のみの世帯およびこれに準ずる世帯</p> <p>(1) 視覚障害2級以上の視覚障がい者</p> <p>(2) 重度もしくは最重度の知的障がい者</p>	<p>対象者が容易に使用できるもの</p>	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	<p>視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>対象者が容易に使用できるもの</p>	7,000円	10年

	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上で聴覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	(1) 呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がい者(児)で、必要と認められる者 (2) 難病患者等であつて、呼吸器機能に障害のある者	対象者または介護者が容易に使用できるもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器			56,400円	5年
	酸素ポンベ運搬車	医療保険による在宅酸素療法を行う身体障がい者(児)		17,000円	10年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	(1) 呼吸器機能障害3級以上の身体障がい者(児)で、医療保険における在宅酸素療法を行う者または人工呼吸器を常時必要とし、医師が必要と認める者 (2) 難病患者等であつて、その疾患が起因と	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者または介護者が容易に使用できるもの	157,500円	5年	

		なり人工呼吸器の装着が必要な者		
	排痰補助装置(カフアシスト)	神経筋疾患または重度の脳性麻痺等により、自力での排痰が困難で、医師が必要と認める者	肺に貯留した分泌物を効果的に排出することができる咳介助機能を有し、医師の指示のもとにおいて対象者または介護者が容易に使用でき、かつ使用終了までの間は、当該装置の納入業者による定期的なメンテナンスを受けられるもの	月額21,000円(レンタル料)
	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)のみの世帯およびこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用できるもの	9,000円5年
	視覚障がい者用体重計	視覚障害2級以上で、視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用できるもの	18,000円5年
	視覚障がい者用血圧計	視覚障害2級以上の視覚障がい者で、常時血圧の測定が必要と認められる者。ただし、視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用できるもの	15,000円5年
情	携帯用会話	音声機能もしくは言語	携帯式で、ことばを	98,800円5年

報 ・ 意  思  疎 通  支 援 用 具	補助装置	機能障がい者または肢 体不自由者で、発声・発 語に著しい障害を有す る身体障がい者(児)。た だし、原則として学齢児 以上の者	音声または文章に変 換する機能を有し、 対象者が容易に使用 できるもの		
--	------	--	--	--	--

情報・通信支援上肢機能障害 2  
 用具 級または視覚  
 障害 2 級以上の  
 身体障がい者  
 (児)